

# 様式 1 公表されるべき事項

## 独立行政法人航海訓練所の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬について、国土交通省の独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとされている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

監事

監事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。

- ・平成24年4月から国家公務員に準じた率(俸給月額削減率9.77%)で本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
- ・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年4月に俸給月額を平均0.5%引き下げた(平成23年4月分から平成24年3月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,183	千円 10,654	千円 4,115	千円 1,279 (特別地域手当) 135 (通勤手当)			※
A理事	千円 11,700	千円 8,402	千円 2,199	千円 1,008 (特別地域手当) 90 (通勤手当)	4月1日		※
B理事	千円 13,157	千円 8,402	千円 3,363	千円 1,301 (特別地域手当) 90 (通勤手当)			◇
A監事	千円 11,407	千円 7,428	千円 2,892	千円 959 (特別地域手当) 128 (通勤手当)		3月31日	◇
B監事 (非常勤)	千円 2,707	千円	千円	千円		3月31日	

注1:「特別地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

第3期中期計画において、人件費について、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を24年度も引き続き行った。今後においては、政府における総人件費削減の取組に準じて、同様の措置を行うこととしている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について国に準じて決定することとしている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

年一回実施する勤務評定の結果及び職員の勤務実績に応じて、昇格・昇給の実施及び勤勉手当の支給に反映することとしている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて、成績率を加減
俸給	・勤務成績が良好な職員のうち、昇格基準に達した者の昇格 ・12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合の昇給 ・勤務成績が特に優秀である場合の昇給

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日
- ・俸給表関係の措置の内容:本来受けるべき額から、▲9.77%に相当する額を減ずることとした。
- ・諸手当関係の措置の内容:本来受けるべき額から、以下に相当する額を減ずることとした。  
地域手当:「俸給表関係の措置」と同じ削減率  
期末手当及び勤勉手当:対象となる全ての役員について▲9.77%
- ・国と異なる措置:なし

(職員について)

- ・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日
- ・俸給表関係の措置の内容:本来受けるべき額から、以下に相当する額を減ずることとした。  
行政職7級以上、海技職(一)6級以上、教育職4級以上 : ▲9.77%  
行政職3～6級、技能職4級以上、海技職(一)3～5級、  
海技職(二)4級以上、教育職2級及び3級 : ▲7.77%  
行政職2級以下、技能職3級以下、海技職(一)2級以下、  
海技職(二)3級以下、教育職1級 : ▲4.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:本来受けるべき額から、以下に相当する額を減ずることとした。  
俸給の特別調整額:対象となる全ての職員について▲10%  
地域手当:「俸給表関係の措置」及び俸給の特別調整額(対象職員のみ)と同じ削減率  
期末手当及び勤勉手当:対象となる全ての職員について▲9.77%
- ・国と異なる措置:なし

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 302	歳 41.7	千円 6,406	千円 4,832	千円 25	千円 1,574
事務・技術	人 15	歳 41.4	千円 6,039	千円 4,588	千円 210	千円 1,451
その他教育職	人 17	歳 48.7	千円 8,815	千円 6,533	千円 233	千円 2,282
海技職(一)	人 85	歳 39.9	千円 7,228	千円 5,387	千円 2	千円 1,841
海技職(二)	人 184	歳 41.9	千円 5,839	千円 4,441	千円 1	千円 1,398
常勤職員 (その他)	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

再任用職員	人 6	歳 62.2	千円 4,068	千円 3,493	千円 0	千円 575
海技職(一)	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
海技職(二)	人 5	歳 62.1	千円 3,953	千円 3,400	千円 0	千円 553

非常勤職員	人 3	歳 39.2	千円 2,557	千円 2,091	千円 101	千円 466
事務・技術	人 3	歳 39.2	千円 2,557	千円 2,091	千円 101	千円 466

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

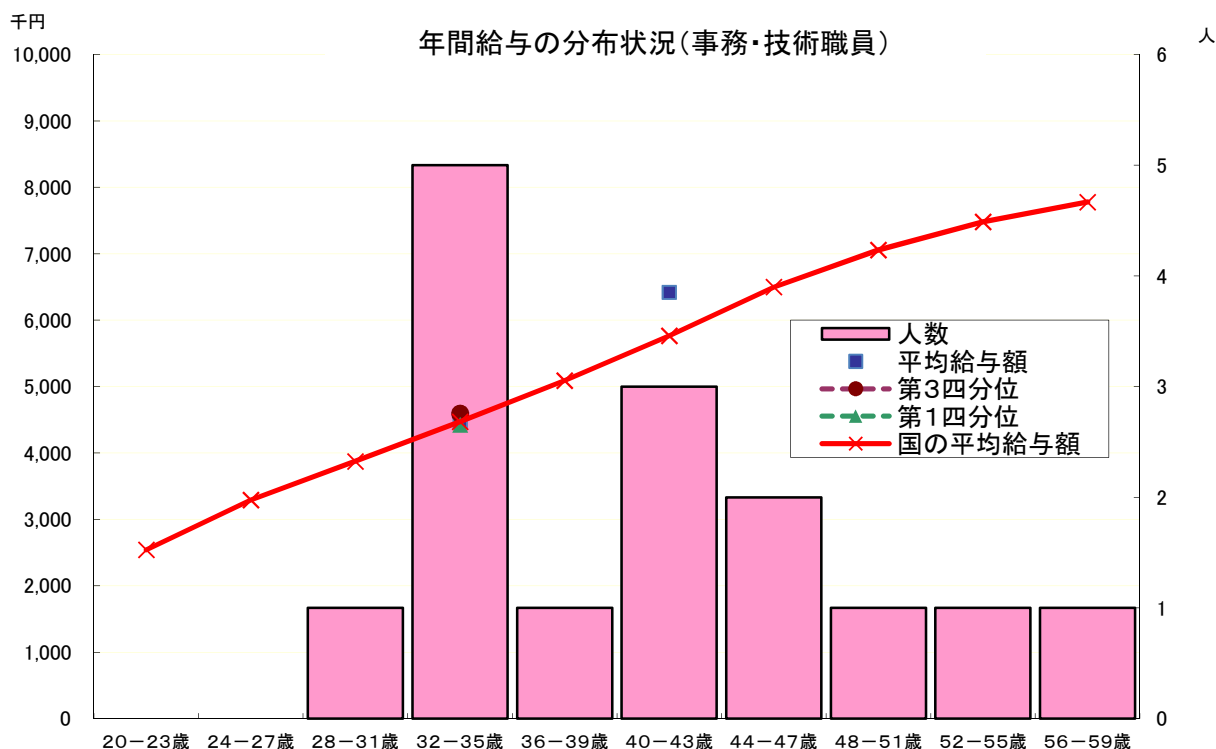
注2:在外職員、任期付職員の区分については、該当者が無いため省略。

注3:常勤職員の研究職種、医療職種及び教育職種、再任用職員の事務・技術、研究職種、医療職種及び教育職種、非常勤職員の研究職種、医療職種及び教育職種については、該当者が無いため省略。

注4:常勤職員の「その他教育職種」は「教授・准教授等」を、「海技職(一)」は「航海士・機関士・通信士・事務員等」を、「海技職(二)」は「甲板員・機関員・司厨員等」を、「常勤職員(その他)」は「自動車運転手」を指す。

注5:常勤職員中の「常勤職員(その他)」及び再任用職員中の「海技職(一)」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:各年齢階層の該当者が2人以下の場合は、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については表示していない。

注3:各年齢層の該当者は4人以下の場合は、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位 ( ・本部課長 ・本部課長補佐 ・本部係長 ・本部主任 )	2 4 8 1	— 43.0 38.3 —	— — 4,219 —	— — 4,975 —	— 6,572 — —	— — 4,798 —	— — — —

注1:本部課長及び本部主任は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

注2:該当者が4人以下の場合は、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職位		課長	課長	課長補佐	係長	係長・主任
人員 (割合)	15 人	1 (6.7%) 人	1 (6.7%) 人	4 (26.7%) 人	1 (6.7%) 人	8 (53.3%) 人
年齢(最高～最低)				45 } 40 歳		59 } 31 歳
所定内給与年額(最高～最低)				5,284 } 4,608 千円		5,139 } 3,111 千円
年間給与額(最高～最低)				7,024 } 6,255 千円		6,673 } 4,156 千円

注: 7～6級及び4級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% —	% —	% —
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% —	% —	% —
	最高～最低	% —	% —	% —
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.7	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 33.3	% 34.9
	最高～最低	% 42.3～33.7	% 40.6～30.6	% 37.9～32.3

注1: 「管理職員」の区分において、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

104.2

対他法人(事務・技術職員)

98.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 315 831 360">対国家公務員 104.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="692 360 831 472">参考</td> <td data-bbox="831 360 1410 472"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 360 1011 405">地域勘案</td> <td data-bbox="1011 360 1410 405">105.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 405 1011 450">学歴勘案</td> <td data-bbox="1011 405 1410 450">102.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 450 1011 472">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="1011 450 1410 472">104.7</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	対国家公務員 104.2		参考	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 360 1011 405">地域勘案</td> <td data-bbox="1011 360 1410 405">105.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 405 1011 450">学歴勘案</td> <td data-bbox="1011 405 1410 450">102.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 450 1011 472">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="1011 450 1410 472">104.7</td> </tr> </table>	地域勘案	105.5	学歴勘案	102.9	地域・学歴勘案	104.7
対国家公務員 104.2											
参考	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 360 1011 405">地域勘案</td> <td data-bbox="1011 360 1410 405">105.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 405 1011 450">学歴勘案</td> <td data-bbox="1011 405 1410 450">102.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 450 1011 472">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="1011 450 1410 472">104.7</td> </tr> </table>	地域勘案	105.5	学歴勘案	102.9	地域・学歴勘案	104.7				
地域勘案	105.5										
学歴勘案	102.9										
地域・学歴勘案	104.7										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p><b>【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】</b>          ・事務職員の給与水準公表対象人員が15名と少ないため、一人の給与変動が全体の指数に大きな影響を与える特徴がある。また、調査対象者のうち比較的給与水準の高い国からの人事交流者の割合が前回調査に比べ高くなっている。</p> <p><b>【地域・学歴を勘案した影響】</b>          ・東京特別区等の官署に在籍していた国家公務員からの出向者がおり、これらの職員に対する地域手当の異動保障が影響する。          [異動保障支給対象者の割合]          53.3%(事務・技術職員数 15名 支給対象者数 8名)</p> <p>・当所の職員は、約6割強の職員が高学歴(大学卒又は大学院修了)の者で構成されている。          [大学卒以上の高学歴者の割合]          66.7%(事務・技術職員数 15名 大卒者数 10名)          国の大卒以上の学歴者 行政職(一)適用者の割合は53.4%※</p> <p>・借家に居住している職員が比較的多いため、住居手当の平均月額が4,549円(国における平均月額4,001円※)となっている。</p> <p>※平成24年度国家公務員給与等実態調査(人事院)から引用</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b>          俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。</p>										
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b>          支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 98.0%          (国からの財政支出額 5,738,084千円、支出予算の総額 5,855,801千円：平成24年度予算)</p> <p><b>【検証結果】</b>          国に準じた適正な給与水準となっている。</p> <p><b>【累積欠損額について】</b>          累積欠損額 0円(平成23年度決算)</p>										
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。 <b>【平成25年度に見込まれる指数】</b> 年齢勘案 103.8、地域・学歴勘案 104.4										
その他	<p>・支出総額に占める給与、報酬支給額の割合 47.4%(給与、報酬等支給総額 2,835,518千円、支出総額 5,987,383千円)(平成24年度決算)</p> <p>・管理職の割合 13.3%(事務・技術職員数 15名 管理職 2名)<b>【平成25年4月1日時点】</b></p>										

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 23年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,835,518	3,107,298	△ 271,780 (△ 8.7)	△ 271,780 (△ 8.7)
退職手当支給額 (B)	333,519	273,066	60,453 (22.1)	60,453 (22.1)
非常勤役職員等給与 (C)	21,846	20,706	1,140 (5.5)	1,140 (5.5)
福利厚生費 (D)	435,342	460,859	△ 25,517 (△ 5.5)	△ 25,517 (△ 5.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,626,225	3,861,929	△ 235,704 (△ 6.1)	△ 235,704 (△ 6.1)

#### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」の減少は、前年度の退職者に係る減額が新規採用者に係る増額を上回ったことが影響している。また、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、講じた措置により「給与、報酬等支給総額」を222,827千円削減することとなった。

「退職手当支給額」の増加は、前年度に比べ定年退職者数等が多かったことが影響している。「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、講じた措置により「退職手当支給額」を17,894千円削減することとなった。

「最広義人件費」の減少は、「給与、報酬等支給総額」の減少があったことが影響している。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

#### 【役員】

・平成25年3月19日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※1 ①退職日が平成25年3月19日～平成25年9月30日 98/100  
 ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100  
 ③退職日が平成26年7月1日～ 87/100

#### 【職員】

・平成25年1月1日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※2)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※2 ①退職日が平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/100  
 ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100  
 ③退職日が平成26年7月1日～ 87/100